

前橋地方裁判所委員会（第17回）議事概要

1 日時 平成22年2月24日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 場所 前橋地方裁判所裁判員候補者室

3 出席者（委員・50音順，敬称略）

（委員）

赤石あゆ子，新井啓允，石山容示（説明者），飯野眞幸，大橋慶人，小川正持，北村幸雄，倉田恵美子，清水和夫，染谷典久，高橋勉，中屋利洋（説明者），松丸伸一郎，宮崎かおる

（説明者）

群馬弁護士会・林高弘副会長，高崎経済大学・大河原眞美地域政策学部長

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長赤澤史生，民事首席書記官榎谷雄一，刑事首席書記官久川三紀夫，総務課長中島隆久，総務課課長補佐渡辺泰典

4 議事

意見交換等（テーマ「市民にわかりやすい裁判員裁判」）

5 議事経過

○ 小川正持委員を委員長に選任

○ 「市民にわかりやすい裁判員裁判」の意見交換に先立ち，前橋地方裁判所の石山容示委員，前橋地方検察庁の中屋利洋委員，群馬弁護士会の林高弘副会長から，法曹三者の取組状況について，それぞれ説明があった。また，ゲストスピーカーとして高崎経済大学大河原眞美地域政策学部長から，法言語学の観点からの説明があった。

（委員長）

市民にわかりやすい裁判員裁判について法曹三者及び大河原教授からそれぞれ説明があったが，質問や意見があればお出しいただきたい。

（委員）

譜面台を利用するなど，検察官や弁護人はいろいろ工夫されているようだが，パワーポイントの巧拙で裁判員の理解に差が出るのは問題ではないか。

（説明者）

もちろん中身が問題になるが，若い人の方がプレゼンテーションへの反応がよいと思うので，そういう属性の裁判員には印象がよくなると思う。

（委員長）

パワーポイントの効果は大きいといえるのか。

（説明者）

パワーポイントに限らず，図で示すということは大切なことだと思う。ただ話すだけでは，よほど上手に話さないと伝えるのは厳しいと思う。

（委員）

動画付きのパワーポイントの例を挙げるとわかりやすいと思うが，「無罪の推定」とプレゼンテーションのわかりやすさは両立できるのか。裁判員はきちんと理解できているのだろうか。

(説明者)

否認事件は現在のところないので何ともいえない。ただ、模擬裁判で有罪無罪の意見が分かれた例はあり、きちんと説明しなければ、「疑わしきは罰する」となるかもしれない。無罪推定については、裁判官が裁判員にきちんと伝えていくことが大切だと思う。弁護人が説明するよりも効果があると思うし、その役割を検察官に期待することはできないからだ。何回説明したかという問題ではなく、無罪推定について具体的に説明しないと理解できないだろうと思う。

(委員)

無罪推定について、わかりやすく説明することが重要だと思う。

(説明者)

「無罪」ということば自体にも問題があると思う。つまり「白」と捉えられてしまう。英語では「guilty or not guilty」(罪となるか、罪とならないか)であって、「innocence」(潔白)ではない。この灰色なら有罪にできないというあたりをどう説明するかになると思う。

(委員長)

取組や大河原教授のお話に限らず、裁判員裁判についての感想・意見もお願いしたい。

(委員)

裁判員経験者などにアンケートは採っているのか。

(委員長)

裁判員候補者及び裁判員経験者に対してアンケートを行っており、これまで平成21年9月までの分、同10月までの分、同11月までの分がとりまとめられて公表されている。それらによると、97パーセント位の方が、「非常に良い経験をした」又は「良い経験をした」という感想を持たれ、新聞記事にもなっている。

(委員)

裁判員制度施行3年後の見直しに役立てるようなアンケート項目はあるのか。

(委員長)

アンケートには気づいた点や良くしたらいい点といった項目がある。最高裁にも有識者懇談会が設置されており、アンケート結果は提供されることになる。前橋地裁においても、他の裁判所と同様のアンケートを実施している。

(委員)

裁判員が疲れないように休憩を入れながら進めるというのも大切だが、負担感の軽減、すなわち裁判に何日かかるのかという観点も大切だと思う。裁判員として参加したくても、裁判に5、6日かかりますというのでは少し厳しい。普通の市民が参加できるのは、だいたい3、4日が限度だと思うが、実際にはどうなっているのか。

(委員長)

裁判の予定を何月何日から何日までの何日間と決めて、裁判員選任手続期日の6週間前までにお知らせをすることになっている。過去の統計からすると、7割くらいの事件は3日程度で終了すると思うが、その他はもっと時間がかかるものもあろう。現在までのところでは、さいたま地裁の8日間が最長であるが、今後、もっと長い期間かかる事件もあると思う。

(委員)

民間の立場からすると、何日も裁判に拘束されると職を失いかねないことから、期間が長いというのが一番厳しいと思う。その点を配慮した運用をお願いしたい。

(委員)

子どもたちへの教育の在り方が問題になっており、新学習指導要領では、規律、規範、公共といった国民としての立場が重視されている。平成23年4月から採用される新しい小学生用の教科書には、裁判員制度の記載がされることになっている。

教育現場では、法教育とも関係するが、裁判員制度についてきちんと教えていかなければならないという思いが強く、きちんと指導していける教員の育成も大切だと思う。そのためには、裁判員制度そのものの知識だけでなく、法曹三者がこんなに工夫していることを理解している教員が必要である。裁判員制度が上手くいくかということに関して、教育という問題は大きく、教員への研修等も含めて考えていかなければならないと思う。

(委員)

プレゼンテーションの技術にも関係するが、日弁連作成の小冊子「裁判員になりました」についてみても、これを漫画でなく活字だけで作成して配布したらどれだけ読んで利用してもらえるか疑問である。プレゼンテーションの技術を活用していかなければ、一般市民はついていけない。功罪の両面があるのであれば、「罪」の面をなくして欲しい。

法曹三者としては、裁判を日々の業務としてやっていることかもしれないが、一般市民である裁判員にとっては一生に一度の問題である。争点が少ないのであればともかく、争点があった場合には精神的にかなりの負担感があると思う。一段の配慮をお願いしたい。

(委員長)

精神的な負担については、コールセンター（電話相談）やカウンセリングが利用できる制度も用意している。

(委員)

一般の市民について、裁判員制度の理解が難しかったという点もあったのではないかとと思う。地方裁判所委員会としては、制度の広報を充実していく必要があると思う。もう少し、市民に理解をしていただくという観点から意見を聞くことも大切ではないか。

(委員長)

今後、いただいた貴重なご意見を参考にして制度を運営していきたいと思う。

6 次回テーマ及び期日

(委員長)

次回の地裁委員会のテーマには、引き続き裁判員裁判を取り上げ、開催日は、9月から10月の開催を予定し、追って連絡することとしたい。

以 上